



No.	ページ	箇所・意見	事務局の考え（計画への反映について）
西脇市地域防災計画 第3編 災害応急対策計画（風水害対策編）			
2	233	<p>第3章・第17節・第3・2・(2) 応急復旧</p> <p>「④ 通信の利用と広報  <u>災害により</u>地域全域にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と<u>広報活動を実施する。</u>  ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。  イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報疎通ルートを確認し、他の通話に優先して取り扱う。  ウ <u>臨時に営業窓口を開設する。</u>  エ <u>被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。</u>  オ <u>一般利用者に対する広報活動を実施する。</u>」</p> <p>を</p> <p>「④ 通信の利用と広報  <u>震災により</u>地域全域にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と<u>通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。</u>  ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。  イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報疎通ルートを確認し、</p>	<p>御意見のとおり修正いたしますが、この第3編は風水害対策の計画となることから、「震災により」の箇所は、「災害により」のままとします。</p>

No.	ページ	箇所・意見	事務局の考え（計画への反映について）
		<p>他の通話に優先して取扱う。</p> <p>ウ <u>被害状況に応じた案内トーカーを挿入する。</u></p> <p>エ <u>一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）。</u></p> <p>オ <u>N T T 西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。</u></p> <p>カ <u>「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」でのふくそう緩和を実施する。</u>」</p> <p>に修正</p> <p>第3章・第17節・第3・2・(3) 「災害用伝言ダイヤル(171)」または「災害用伝言板(web171)」を利用した安否</p> <p>「② 伝言の条件等 イ 「災害用伝言板(web171)」 伝言保存期間…<u>提供終了まで（ただし最大で6か月）</u>」</p> <p>を</p> <p>「② 伝言の条件等 イ 「災害用伝言板(web171)」 伝言保存期間…<u>最大6か月</u>」</p> <p>に修正</p>	<p>事務局の考え（計画への反映について）</p> <p>修正いたします。</p>

No.	ページ	箇所・意見	事務局の考え（計画への反映について）					
西脇市地域防災計画 第4編 災害応急対策計画（震災対策編）								
3	352	第3章・第17節・第1・2・(1) 対策本部の設置	修正いたします。					
	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td><u>関西電力送配電株式会社 兵庫支社</u></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>姫路市十二所前町117</td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td>0800-777-3081</td> </tr> </table>			機 関 名	<u>関西電力送配電株式会社 兵庫支社</u>	所 在 地	姫路市十二所前町117	電 話 番 号
機 関 名	<u>関西電力送配電株式会社 兵庫支社</u>							
所 在 地	姫路市十二所前町117							
電 話 番 号	0800-777-3081							
を								
<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td><u>関西電力送配電株式会社 姫路本部</u></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>姫路市十二所前町117</td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td>0800-777-3081</td> </tr> </table>		機 関 名		<u>関西電力送配電株式会社 姫路本部</u>	所 在 地	姫路市十二所前町117	電 話 番 号	0800-777-3081
機 関 名	<u>関西電力送配電株式会社 姫路本部</u>							
所 在 地	姫路市十二所前町117							
電 話 番 号	0800-777-3081							
に修正								
354	第3章・第17節・第2・2・(1) 対策本部の設置							
<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>伊丹産業株式会社 西脇都市ガス事業所</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td><u>郷瀬町487-1</u></td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td><u>0795-22-8000（都市ガス） 0795-22-5535（プロパンガス）</u></td> </tr> </table>		機 関 名	伊丹産業株式会社 西脇都市ガス事業所	所 在 地	<u>郷瀬町487-1</u>	電 話 番 号	<u>0795-22-8000（都市ガス） 0795-22-5535（プロパンガス）</u>	
機 関 名	伊丹産業株式会社 西脇都市ガス事業所							
所 在 地	<u>郷瀬町487-1</u>							
電 話 番 号	<u>0795-22-8000（都市ガス） 0795-22-5535（プロパンガス）</u>							
を								
<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>伊丹産業株式会社 西脇都市ガス事業所</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td><u>小野市高田町1774番地1</u></td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td><u>0794-70-7171</u></td> </tr> </table>		機 関 名	伊丹産業株式会社 西脇都市ガス事業所	所 在 地	<u>小野市高田町1774番地1</u>	電 話 番 号	<u>0794-70-7171</u>	
機 関 名	伊丹産業株式会社 西脇都市ガス事業所							
所 在 地	<u>小野市高田町1774番地1</u>							
電 話 番 号	<u>0794-70-7171</u>							
に修正								

No.	ページ	箇所・意見	事務局の考え（計画への反映について）
西脇市地域防災計画 第4編 災害応急対策計画（震災対策編）			
4	358～ 359	<p>第3章・第17節・第3・2・(2) 応急復旧</p> <p>「④ 通信の利用と広報  <u>災害により</u>地域全域にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と<u>広報活動を実施する。</u>  ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。  イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報疎通ルートを確認し、他の通話に優先して取り扱う。  ウ <u>臨時に営業窓口を開設する。</u>  エ <u>被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。</u>  オ <u>一般利用者に対する広報活動を実施する。</u>」</p> <p>を</p> <p>「④ 通信の利用と広報  <u>震災により</u>地域全域にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と<u>通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。</u>  ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。  イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報疎通ルートを確認し、</p>	<p>御意見のとおり修正いたしますが、「震災により」の箇所は、計画中の他の表記と合わせるため、「災害により」のままとします。</p>

No.	ページ	箇所・意見	事務局の考え（計画への反映について）
		<p>他の通話に優先して取扱う。</p> <p>ウ <u>被害状況に応じた案内トーカーを挿入する。</u></p> <p>エ <u>一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）。</u></p> <p>オ <u>N T T 西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。</u></p> <p>カ <u>「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」でのふくそう緩和を実施する。</u>」</p> <p>に修正</p> <p>第3章・第17節・第3・2・(3) 「災害用伝言ダイヤル(171)」または「災害用伝言板(web171)」を利用した安否</p> <p>「② 伝言の条件等 イ 「災害用伝言板(web171)」 伝言保存期間…<u>提供終了まで（ただし最大で6か月）</u>」</p> <p>を</p> <p>「② 伝言の条件等 イ 「災害用伝言板(web171)」 伝言保存期間…<u>最大6か月</u>」</p> <p>に修正</p>	<p>事務局の考え（計画への反映について）</p> <p>修正いたします。</p>

